

【論文】

英国における非営利組織に関わる 税制度と組織の持続性

The Tax System and the Organisation's Sustainability
on Non-Profit Organisations in the UK

藤 井 誠
Fujii Makoto

目次

- I はじめに
- II チャリティ委員会と関連法
- III 英国の主要税目の概要
- IV チャリティ団体の課税関係
- V 寄附金に関わる課税関係
- VI 寄附額の実態と分析
- VII おわりに

要約

英国におけるチャリティ団体を取り巻く税制度について、日本の税制度と比較検討することにより、両国の共通点および相違点を明らかにし、つづいて、チャリティ団体に関する各種データを分析することを通じて、英国における非営利組織税制の特徴および組織の持続性について検討した。その結果、英国と日本の税制は極めて似ていることが明らかになった。さらに、検討を通じて、つぎの知見を得た。第一に、個人の寄附に依存するのではなく、社会全体で非営利組織を支える枠組みを充実させるべきであるということ。第二に、日本の寄附額が少ないのは、税務規定が原因ではないこと。一般に、非営利組織は、収支相償の原則により、資本蓄積が難しいという特性を持つが、景気の悪化により収入が減少すると一気に破綻しかねない。そのため、個人の寄附を拡充する方向で制度改革を進めるのであれば、景気悪化の際の公的資金による安全策を予め用意しておくか、非営利組織に一定の資本蓄積が可能な優遇策を適用する等の対応が不可欠である。

I はじめに

英国における非営利組織はチャリティ団体と称されるが、その歴史は16世紀まで遡ることができ、以前はもっぱら教会の領域であった医療などのチャリティ活動は宗教とは無関係に組織化されるようになった(Scharf and Smith [2016] p.115)。チャリティという言葉は「公益」を意味し、欧米諸国において公益活動の原点はキリスト教信仰に基づくものであり、その主な担い手は教会や修道院であった(守永 [1989] 55-57 頁)。

チャリティ団体に関する最古の法律は、信託の起源であるユースを公益信託として法的に認めた1601年の公益ユース法(The Elizabethan Statute of Charitable Uses)に遡るとされる(Cafardi and Cherry [2012] p.1)。

一般に、非営利組織は営利を目的としないことから、組織の持続性をいかにして図るかという問題が不可避的に付きまとう。その主要な源泉は、寄附金と政府からの補助金であるが、その両者に深く関わるのが非営利組織に関する税制度である。すなわち、非営利組織を取り巻く税制度は、組織の持続性に大きな影響を及ぼすことになる。

本論文では、英国におけるチャリティ団体を取り巻く税制度について、日本の税制度と比較検討することにより、両国の共通点および相違点を浮き彫りするとともに、チャリティ団体に関する各種データを分析することを通じて、英国における非営利組織税制の特徴および組織の持続性の特徴を明らかにする。

II チャリティ委員会と関連法

英国における非営利組織は、長い歴史の中で発達してきたために、複雑な様相を呈しており、単一の法制度において規律されていない状況にある。非営利組織は、非法

人形態(unincorporated structures)と法人形態(incorporated structures)の2種に大別され、前者には、人格のない社団(unincorporated associations)、信託(trust)、共済組合(friendly societies)が、後者には、保証有限責任会社(limited company by guarantee)、株式有限責任会社(limited company by shares)、公益法人(charitable incorporated organisations, CIO)などが該当する(石村 [2015] 66-69 頁)。

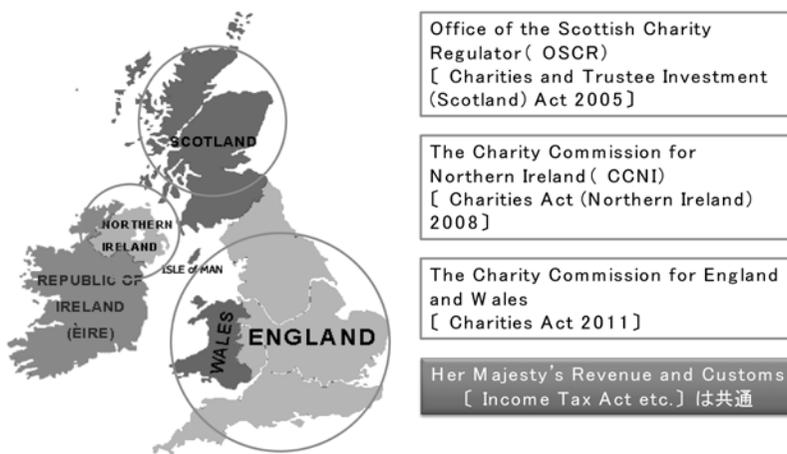
これらの非営利組織のうち、第三者機関であるチャリティ委員会(Charity Commission)に認定された組織がチャリティ(Charity)として登録される(Charities Act 2011 §30)。そして、チャリティ団体については、一定の税優遇措置¹⁾が講じられている。

英国の正式名称は、グレートブリテン及び北アイルランド連合王国(United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland)であることは周知のとおりであるが、この連合王国であるということがチャリティ委員会とその根拠法を一層複雑にしている。

イングランドおよびウェールズにおけるチャリティ委員会の正式名称は、The Charity Commission for England and Walesであり、Charities Act 2011²⁾に基づいて設立されたものである(Charities Act 2011 Chapter 2)。また、スコットランドにおいてはOffice of the Scottish Charity Regulator (OSCR)、北アイルランドにおいてはThe Charity Commission for Northern Ireland (CCNI)というそれぞれ別の機関が設置されている。

スコットランドと北アイルランドにおいて独立した別の組織が設立されているのは、チャリティ関係の法律がこれら2つの地域においては別に存在することと関係している。すなわち、スコットランドのOffice of the Scottish Charity Regulatorは、Charities and Trustee Investment (Scotland) Act 2005に基づいて、また、北アイルランド

〔図表 2-1〕 英国におけるチャリティ関連法



の The Charity Commission for Northern Ireland は、Charities Act (Northern Ireland) 2008 に基づいて、それぞれ設立されたものである。

Charities Act 2011 はイングランドとウェールズにおいてのみ適用されるのではなく、Chapter 1 のチャリティの定義や目的等については、スコットランドおよび北アイルランドの関連法に適用される (Charities Act 2011 §7)。

しかし、チャリティ団体の登録という点に限っても、各法律間には相違が見られる。例えば、北アイルランドにおいては、規模や課税上のステータスに関係なくすべてのチャリティ団体はチャリティ委員会に登録されなければならないとされているのに対し (Charities Act (Northern Ireland) 2008 Part4 §16)、イングランドおよびウェールズにおいては総収入が £5,000 以内の場合等には登録義務がない (Charities Act 2011 §30)。このことは、チャリティ委員会への登録と税制上のチャリティステータス登録は別々に行われていることを意味する。

このように、英国において、チャリティ委員会は地域別に大きく3つに別れているとい

う特徴を有する。このことは、日本でも公益認定が原則として都道府県単位で実施されていることと似ている面もあるが、各機関の設置根拠からチャリティ団体の登録に至るまでの法律が地域によって異なるという点は、両国における大きな相違である。

III 英国の主要税目の概要

(1) 所得税 (Income Tax)

所得税法 (Income Tax Act) の規定により、個人が利息等の金融投資や労働などから得る所得には、0% から 45% までの超過累進税率による所得税が課税される。なお、所得税の課税年度は、4月6日から翌年4月5日までの1年間とされている。

〔図表 3-1〕 Income Tax Rate

Band	Taxable Income	Tax Rate
Up to £11,500	Up to £11,500	0%
Basic Rate	£11,501 to £43,000	20%
Higher Rate	£43,001 to £150,000	40%
Additional Rate	over £150,000	45%

また、これに付随して国家保険 (National Insurance Contributions) が徴収される。所得税の課税は、課税免除規定がない限り、包括的所得概念に基づきあらゆる所得が課税対象となるが、資産の譲渡や処分による値上がり益の顕在化するかわり譲渡益については、所得税に代わり資本利得税 (Capital Gain Tax) が課される。

(2) 資本利得税 (Capital Gain Tax)

資本利得税法 (Capital Gain Tax Act) の規定により、資産を譲渡した者は、基礎控除 (tax free allowance) 額 £11,500 を超える譲渡益について資本利得税が課される。資本利得税の税率は、個人の所得税の適用税率により、また、譲渡益を創出した資産の種類によって異なる。

所得税の Basic Rate および Additional Rate 適用者は、住居資産については 10%、その他の資産については 18% の税率により課税される。一方、Higher Rate が適用されている場合には、土地家屋からの譲渡益については 28%、それ以外の課税資産から生ずる譲渡益については 20% の税率がそれぞれ適用される。なお、資本利得税の課税期間もまた、所得税のそれに準じて、4月6日から翌年4月5日までの1年間とされている。

〔図表 3-2〕 Capital Gain Tax Rate

Band (Income Tax)	Residential Asset	Other Asset
Up to £11,500	0%	0%
Basic Rate	18%	10%
Higher Rate	28%	20%
Additional Rate	28%	20%

(3) 相続税 (Inheritance Tax)

相続税法 (Inheritance Tax Act) の規定により、死亡した個人の遺産については、相続税が課される。通常税率は 40% で

あり、遺産総額が £325,000 の課税最低額 (threshold) 以下である場合には課税されない。また、遺産のすべてをつぎの者に残した場合には、相続税の課税は免除される。

- ① 配偶者 (spouse) または同性婚パートナー (civil partner)
- ② チャリティ団体またはコミュニティ・アマチュア・スポーツ・クラブ

(4) 法人税 (Corporation Tax)

会計年度 (4月1日から3月31日) における法人の所得には、一律 20% の法人税 (Corporation Tax) が課される。

2014 年度までは £300,000 を超える部分の所得について、基本税率を上回る税率が適用されていたが、2015 年度からは所得金額の多寡にかかわらず、税率は一律 20% と規定されている。さらに、2020 年度には 17% への引下げが予定されている (HM Treasury [2017] p.32)。

〔図表 3-3〕 Corporation Tax Rate

Profits	From 1 April 2013	From 1 April 2014	From 1 April 2015
£300,000 or less	20%	20%	20%
Above £300,000	23%	21%	20%

会計年度内において複数の税率が適用される場合には、以下のとおりとなる。

- ① 期首～ X2/3/31 : X1 年度の税率
- ② X2/4/1～期末 : X2 年度の税率

法人が行うチャリティ団体への寄附金は、所得税法における Gift Aid と同様の取扱いとなるため、配当とならないことはもちろん損金にも算入されない (Laing [2008] p.689)。

IV チャリティ団体の課税関係

(1) 登録と非課税

チャリティ団体の活動目的は、貧困救済および防止、教育および宗教の振興等であることが法律上明記されている (Charities Act 2006, s2, Meaning of "charitable purpose")。ただし、Community amateur sports club (CASC) のほか、伝統のある大学 (Oxford University 等) や博物館 (British Museum 等)、一定のスポーツ・クラブなどについては、登録対象外のチャリティ団体とされているものもある (Charities Act 2011 §22)。

チャリティ団体の認定に関する権限を有するのはチャリティ委員会³⁾であるが、チャリティ委員会への登録がなされても、それをもって自動的に税制優遇のステータスを得ることはならない。したがって、チャリティ団体は、チャリティ委員会への登録とは別に歳入関税庁 (Her Majesty's Revenue and Customs : HMRC⁴⁾) への申請が必要となる。ただし、歳入関税庁は改めて独自の審査を実施するわけではない (松葉 [2002] 100 頁)。すなわち、チャリティ委員会と歳入関税庁は情報共有がなされ、登録チャリティ団体は非課税ステータスを享受できるものの、登録と非課税ステータス申請は別の手続である。チャリティ団体の所得は、それが本来の事業に

充当されるのであれば、所得税、法人税および資本利得税が免税となる。

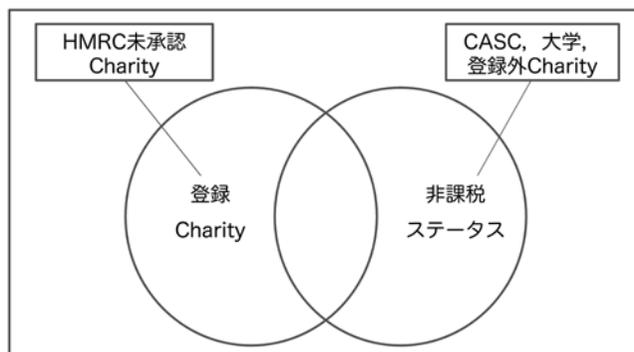
英国において所得税が導入された 1799 年から、チャリティ団体が行う本来目的事業 (primary purpose trading) はもちろん、これに付随する事業 (ancillary trading) から生じた所得に課税免除の取扱いがなされる (Scharf and Smith [2016] p.116)。

チャリティ団体は本来の事業と無関係の収益事業を行うことはできないため、収益事業を行う場合には全額出資の別会社を設立するなどの方策をとることになる。この点は、日本の非営利法人が収益事業を行うことが認められていることと大きく異なる。この事業会社がチャリティ団体への寄附を行った場合には、その全額が損金算入される。

(2) 資本利得税

英国の税法は、通常の所得課税とキャピタル・ゲイン課税が分離しているという特徴がある。具体的には、所得税法 (Income Tax Act) と資本利得税法 (Capital Gain Tax Act) が別の法律として存在している点に加え、法人所得についても法人税法 (Corporation Tax Act) と資本利得税法 (Capital Gain Tax Act) が別の法律として存在している。もっとも、このことは、日本の所得税法が譲渡所得を分離課税としている

[図表 4-1] 登録チャリティ団体と非課税ステータスの関係



ことと実質的には共通するといえるだろう。

日本の所得税法は超過累進税率を採用しているため、所得の平準化という観点から、譲渡所得についての分離課税措置を講じているのに対し、法人税法は比例税率を採用するために、そのような措置は不要となる。英国においては、キャピタル・ゲインと経常的に生じる所得とでは所得の源泉の種類が本質的に異なるという思想に基づいていると考えられる。

このような状況のもと、チャリティ団体は法人形態をとるか否かにかかわらず、資本利得税法にも服することになる。しかし、チャリティ団体は特殊納税者 (Special Taxpayers) として、原則として非課税の取扱いを受ける。

V 寄附金に関わる課税関係

(1) 個人による寄附

① 契約寄附 (Covenanted Subscriptions)

4年以上の長期にわたり予め一定額を寄附する法的な契約を、個人とチャリティ団体との間で結ぶと、寄附者およびチャリティ団体の双方に税制優遇措置が適用されるという制度である。実際の優遇措置の内容は、後述する Gift Aid と同様である。

この制度は2000年の制度改革によって廃止され、つぎに触れる Payroll Giving と Gift Aid に集約されることとなったが、長期にわたる安定的な収入をチャリティ団体にもたらすという点において、一定の効果があったものと考えられる。

② 給与源泉寄附 (Payroll Giving)

1986年に導入された制度で、会社の従業員や年金受給者が給与等からの天引き寄附を行うことを内容とする。当初は£1,200を上限とする規定であったが、現在では上限が撤廃されているため、給与等総額の範囲内の

任意の寄附が可能となっている。

寄附額は課税所得から控除 (tax relief) され、例えば、£100の Payroll Giving を行った場合、Basic Rate (20%) 適用者は£80 (= £100 × (1-20%))、Higher Rate 適用者は£60 (= £100 × (1-40%))、Additional Rate 適用者は£55 (= £100 × (1-45%)) の実質負担となる。

なお、2000年4月から2003年4月まで、政府は給与源泉寄附額に対して10%補助する政策を実施していた。

Payroll Giving は、前述の契約寄附制度の廃止により、チャリティ団体が安定的な収入を得る制度として唯一の制度となっている。

③ 贈与援助 (Gift Aid)

Gift Aid は、個人がチャリティ団体への寄附を行うにあたり、租税減免を享受する主たる方法であり、当初は適用最低額を£600として1990年に導入された (Scharf and Smith [2016] p.118)。個人がチャリティ団体への寄附を行う場合、寄附額は基本税率による課税が歳入関税庁によりなされた後の金額として取り扱われる。そして、チャリティ団体は基本税率相当額について、歳入関税庁へ請求することにより、これを収受することができる。ただし、前述の Payroll Giving による寄附および法人からの寄附は、Gift Aid の対象外となっている。

例えば、個人が£100の金銭をチャリティ団体に寄附する場合、£100は Basic Rate (20%) の所得税が徴収された後の金額であるとして扱われる。すなわち、その£100は実際には課税されないにもかかわらず、基本税率20%により£25の所得税が徴収された残額であるとされるのである。チャリティ団体は Basic Rate に基づく£25の所得税額を歳入関税庁に対して請求する (reclaim) ことができる。ただし、寄附者が同じ課税年度において、同額以上の所得税または資本利得

税を課税されるだけの所得を得ていない場合には、この請求は認められない⁵⁾。

チャリティ団体による歳入関税庁に対する請求は、寄附が行われたときから4年を限度としてオンライン上で行うことができ、5週間以内に支払が行われる。もし、チャリティ団体が歳入関税庁へ請求を行わない場合、当該額は国庫に収納されることになる。なお、所得と連動して徴収される National Insurance には Gift Aid の影響は及ばず、税制上の範囲に限られた制度である。

また、Higher Rate 適用の個人は、所得税控除額 £25 をやはり歳入関税庁に請求することができる。Higher Rate 適用の個人における所得税控除割合は 20% (Higher Rate 40% と Basic Rate 20% の差) である。この取扱いは、Additional Rate が適用されている場合にも同様である。

Gift Aid は、寄附者が歳入関税庁に申告 (declare) することが条件となっているが、その手続を簡素化した少額寄附制度 (small donations scheme) がある。この制度は、£20 以下の寄附について 25% の請求を行うことを認めるもので、チャリティ団体は £1,250 (寄附総額 £5,000) を上限として請求

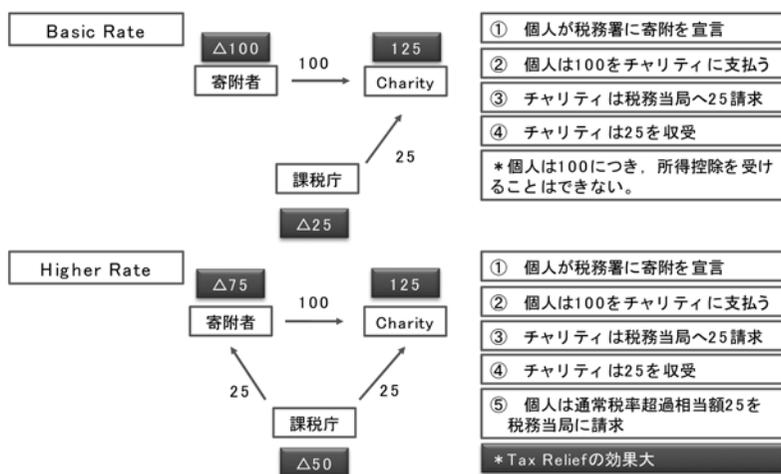
が認められる。さらに、2016年4月6日以降は、£2,000 まで引き上げられた。

Gift Aid の適用範囲は英国国内にとどまらず、EU 域内およびノルウェー、アイスランド、リヒテンシュタインのチャリティ団体にまで拡大されている (Finance Act 2010)。このことは、国家税収減の原因となり、実質的には他国のチャリティ団体へ資金が流出することになる。この点については、英国に EU 離脱により将来的に変化が起きる可能性がある。

日本では、個人が行う寄附金について、原則として所得控除方式がとられている。所得控除方式によれば、100 の寄附をすることにより、100 が個人から非営利組織へと渡り、個人が所得控除 100 の適用を受けることにより 20 の税控除が認められることになる。すなわち、100 の寄附が行われているが、税率を 20% とすると、個人が実質的に負担した寄附金は 80 であり、20 は政府、ひいては国民が負担したことになる。

一見すると、英国と日本の寄附金税制は大きく異なるように思われるのだが、実質的には全く同様の制度である。なぜならば、日本のすべての数値を 1.25 倍すれば、そのまま

〔図表 5-1〕 Gift Aid

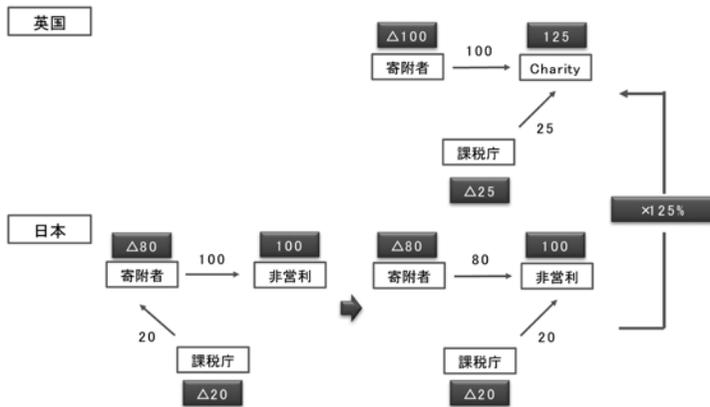


英国の数値に一致するからである。したがって、両国の寄附文化の違いの原因を税制上の相違に見出すことには合理性がない。

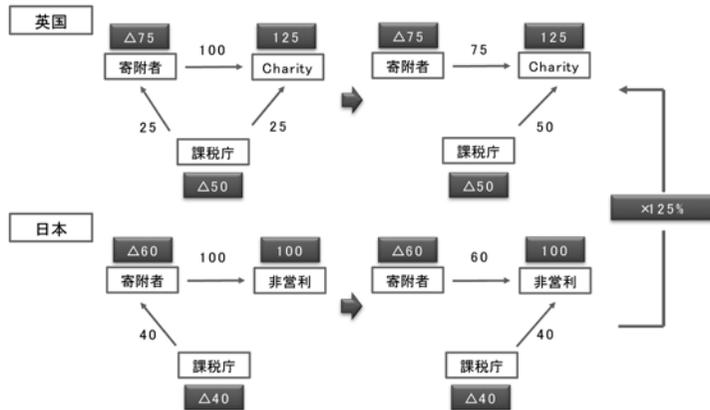
英国では100の寄附金が全額個人の負担となるが、日本では80の負担で済むため、Gift Aidは一見すると日本の所得控除制度とは大きく異なる。しかし、経済実質を見れば、税率に関わりなく、やはり英国と日本は全く同じ措置を行っていることが明らかとなる。もし、日本で実質的に100が非営利組織の収入とすることを目的とする寄附を行うならば、寄附金額は100とするのではなく、125とすれば良いのである。

英国の制度は、寄附をする者と寄附を受ける者との双方が税務当局に対する手続きを要する。これに対して、日本の制度は、寄附をする側が申告において所得控除を行えば済むのであり、寄附を受ける側から税務当局への手続きは不要である。Gift Aidは、Higher Rate適用の場合に、金銭の授受が3回必要になるが、日本の制度では税率に関わりなく2回で済むのである。すなわち、寄附取引を別とすれば、前者は1回、后者は2回の現金の授受という違いが生じる。したがって、寄附金に関する税制度に関しては、英国の制度に特段の優位性は見出せない。

〔図表 5-2〕 Gift Aid と日本の制度との比較① (Basic Rate)



〔図表 5-3〕 Gift Aid と日本の制度との比較② (Higher Rate)



④ その他の寄附

土地、設備資産、株式の寄附については、資本利得税の課税免除が認められる。具体的には、含み益のある土地を寄附した場合、その含み益に係る資本利得税が免除されることになる。ただし、取得価額を超え、かつ、市場価格を下回る価格で譲渡した場合には、課税免除の特例を受けられない。

また、個人がチャリティ団体に代わってこれらの資産を譲渡した場合も課税免除が適用される。英国のこの規定は、実質的に過去に遡って寄附をしたと同様の取扱いをしているに等しい。

このほか、遺贈 (Legacy) による実質的な寄附もある。遺贈とは、個人が自己の死亡により財産を遺言 (will) によりチャリティ団体に贈与するものである。この場合、寄附者は以下のいずれかの措置の適用を受ける。

i) 寄附額を相続税計算前の遺産 (estate before Inheritance Tax is calculated) から相殺

ii) 遺産の10%以上がチャリティ団体に遺贈される場合、相続税率を10%軽減

日本でも類似の規定が整備されており、土地や建物等の財産を国や地方公共団体、公益法人等に寄附した場合に、その寄附が教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢

献その他公益の増進に著しく寄与する等の一定の条件を満たすものとして国税庁長官の承認を受けたときは、この財産の値上がりによる所得については所得税が非課税となる (租税特別措置法第40条第1項)。

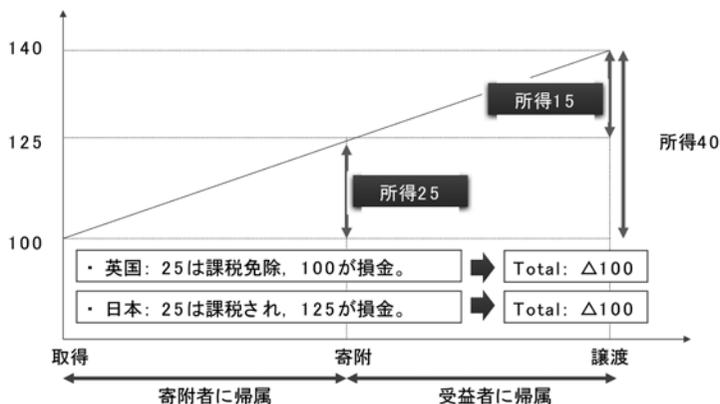
また、相続又は遺贈により財産を取得した人が、国や地方公共団体、教育や科学の振興などに貢献することが著しいと認められる特定の公益を目的とする事業を行う特定の法人、認定NPO法人にその取得した財産を寄附した場合には、その寄附した財産について、相続税の課税対象から除外される (租税特別措置法第70条第1項)。

(2) 法人による寄附

法人がチャリティ団体へ支出する寄附金については、全額が損金算入となり、さらに寄附金の額および損金算入額には上限が設けられていない。そのため、実質的には所得金額が限度となる。

なお、法人が行う非営利組織以外の寄附は寄附という枠組みで捉えられておらず、相手先を問わず (従業員に対しては給与とする等の例外がある) 利益移転を広く寄附金として規律している日本の税制度とは大きく異なる点である。

〔図表 5-4〕 キャピタル・ゲインに係る課税免除



VI 寄附額の実態と分析

(1) チャリティ団体数と総収入額との関係

チャリティ団体の総収入額について、1999年から2016年までの推移と同期間におけるチャリティ団体数を示したものが〔図表6-1〕である。

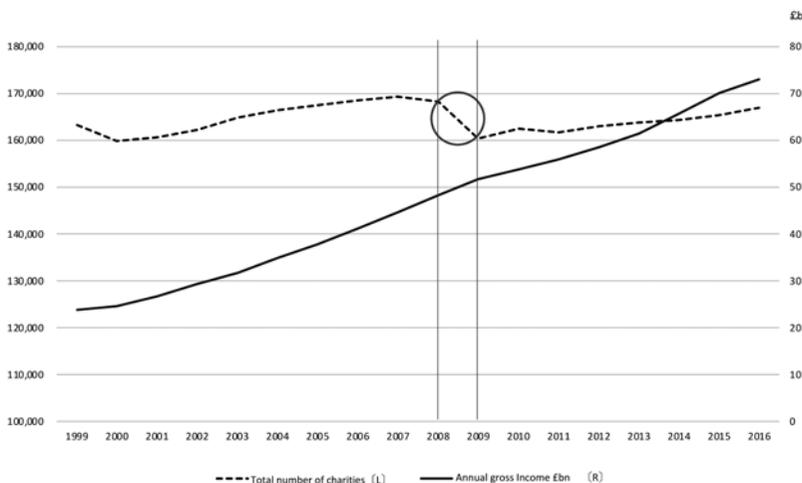
総収入額は、1999年の200億ポンド余りから2016年の700億ポンド余りまで一貫して増加しているものの、チャリティ団体数は概ね160,000団体から170,000団体の間で推移している。このことは、1団体あたりの収入額が増加していることを示している。ここで注目すべきは、2009年度にチャリティ団体数が大きく減少している点である。この落ち込みは、2008年に発生したリーマン・ショックの影響によるものと考えられる。リーマン・ショック後に総収入額が回復している点については、Finance Act 2008において、2009年度および2010年度の2年間、Gift Aidに関してチャリティ団体には2%の上乗せ税率が適用されていた効果によるものと推測される。

つぎに、個人寄附収入と政府補助金収入を抽出し、〔図表6-2〕に示す。ここからは、2004/2005年度を境に逆転し、以後両者の乖離は広がっていることが読み取れる。英国では、チャリティ団体を政府ではなく個人が中心となって支えていくという方向性のもと、個人による寄附金が増加を続けていることに呼応するように、政府補助金は減少傾向を示している。

2004年度よりも前、政府補助金は個人寄附金を上回って推移していたが、2004年度に逆転し、その後乖離が拡大の一途を辿っている。この点を確認するために、個人寄附金と政府補助金の相関関係を分析し、その結果を〔図表6-3〕に示す。

相関係数は-0.823となっており、相当程度に高い負の相関関係を示している。これについて、2つの変量に相関はないとする帰無仮説を置いて無相関検定を行ったところ、0.1%有意水準で前述の相関関係が認められるとの結果を得た。

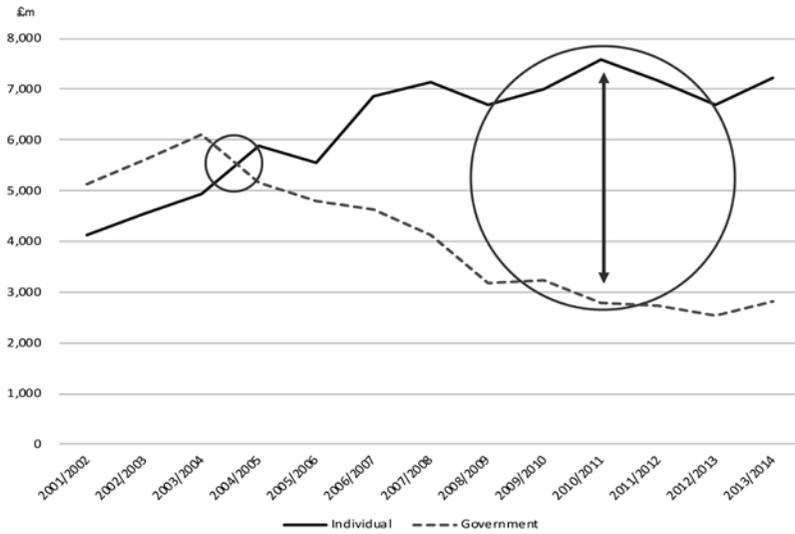
〔図表6-1〕 チャリティ団体数と総収入額の推移



(出所) UK Civil Society Almanac 2016

英国における非営利組織に関わる税制度と組織の持続性

〔図表 6-2〕 個人寄附収入額と政府補助金収入額の推移

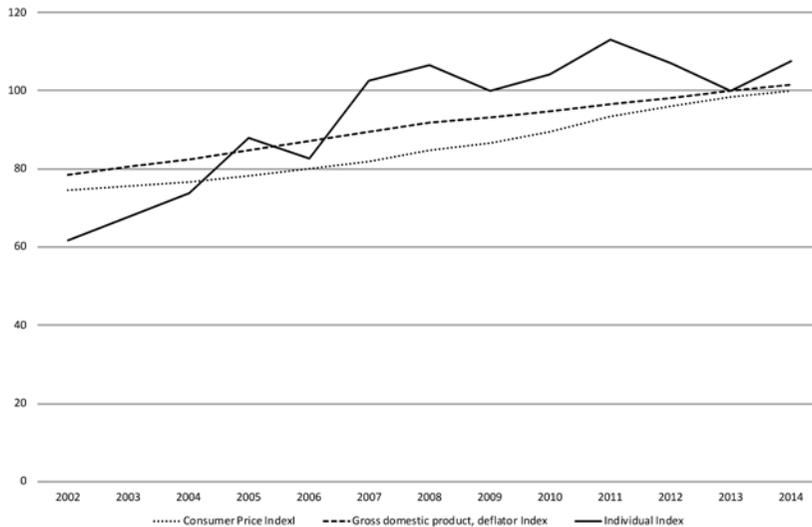


〔図表 6-3〕 相関係数と無相関検定

	Individual	Government
Individual		1
Government	-0.822744635	1

相関係数	標本数	検定統計量	確率 (p値)
-0.822744635	13	4.800636175	0.000552782

〔図表 6-4〕 個人寄附金と経済指標の推移



(出所) UK Civil Society Almanac 2016 and IMF

(2) 総収入額と経済指標の関係

すでに述べたとおり、チャリティ団体における総収入額は増加を続けているが、それは名目額であり、実質額は同様の傾向にあることを意味するとは限らない。そこで、チャリティ団体が収受する個人寄附金を指標化(2013年を100とする)し、GDPおよび消費物価指数の推移と合わせて表示したものが〔図表6-4〕である。なお、ここで用いるのは、GDP deflatorであり、これは名目GDPを実質GDPで除し、100を乗じた値となる。名目GDPは物価変動の影響を考慮しておらず、一方、実質GDPは物価変動の影響を考慮しているため、名目GDPと実質GDPの比で

あるGDP deflatorは、物価変動の程度を示す指数として適している。

GDP deflatorと消費物価指数は同様の推移を示し、さらに、個人寄附金とGDPおよび消費物価指数にも類似の傾向にあることが示されており、実質額としては必ずしも上昇しているわけではないことが窺い知れる。この点について統計的に確認するため、個人寄附金とGDPという2変量の関連性を分析する。

まず、相関係数と無相関検定の結果を〔図表6-5〕に示す。

個人寄附金とGDPの間には高い正の相関関係が認められる。また、無相関検定におい

〔図表6-5〕個人寄附金とGDPの相関関係と無相関検定

	GDP Index	Individual Index	
GDP deflator Index	1		
Individual Index	0.895844969	1	
相関係数	標本数	検定統計量	確率
0.895844969	13	6.686327822	3.43872E-05

〔図表6-6〕個人寄附金とGDPのF検定

	GDP Index	Individual Index
平均	90.69884615	93.4428658
分散	57.54351747	286.0653437
観測数	13	13
自由度	12	12
観測された分散比	0.201155151	
P(F<=f) 片側	0.004724713	
F境界値 片側	0.372212531	

〔図表6-7〕個人寄附金とGDPについてのt検定

	GDP Index	Individual Index
平均	90.69884615	93.4428658
分散	57.54351747	286.0653437
観測数	13	13
仮説平均との差異	0	
自由度	17	
t	-0.533736269	
P(T<=t) 片側	0.300217017	
t境界値 片側	1.739606726	
P(T<=t) 両側	0.600434035	
t境界値 両側	2.109815578	

て、相互に相関がないという帰無仮説は棄却される。

つぎに、個人寄附金と GDP の 2 変量について F 検定を行い、その結果を〔図表 6-6〕に示す。

分析の結果、2つの変量の分散は等しいという帰無仮説は 1% 有意水準で棄却されるため、つづいて Welch の t 検定を実施し、その結果を〔図表 6-7〕に示す。

個人寄附金と GDP の 2 変量間の母平均について、統計的な差異はないという帰無仮説は棄却されない。

(3) 各収入要素と総収入の関係

2002 年から 2014 年までの 13 年間における、チャリティ団体の各収入要素間および収入総額との相関関係を分析した結果と記述統計量を示したものが〔図表 6-8〕と〔図表 6-9〕である。

個人の寄附と総収入の相関は極めて高い正の相関を示す一方、政府補助金と総収入の相関は強い負の相関にあることがわかる。この結果は、総収入に与える個人寄附金のプラス

の影響が大きく、政府補助金はマイナスの影響が大きいことを示唆する。

つづいて、チャリティ団体の収入に関して、収入項目ごとの総収入への寄与につき、以下の回帰式による重回帰分析を実施する。

$$y = \alpha_1 x_1 + \alpha_2 x_2 + \alpha_3 x_3 + \alpha_4 x_4 + \alpha_5 x_5 + \alpha_6 x_6 + \beta$$

y : Total Revenue

α_1 : Individual

α_2 : Legacies

α_3 : Government

α_4 : National Lottery

α_5 : Voluntary sector

α_6 : Private sector

β : 切片

各収入項目は総収入額に影響を及ぼさないとする帰無仮説を置いた分析結果は、〔図表 6-10〕に示すとおりである。

〔図表 6-8〕 チャリティ団体の収入に関する相関分析

	Individual	Legacies	Government	National Lottery	Voluntary sector	Private sector	Total
Individual	1						
Legacies	0.355071767	1					
Government	-0.822744635	-0.002328056	1				
National Lottery	-0.681445321	0.277261984	0.79458627	1			
Voluntary sector	0.420505446	0.232520339	-0.408423441	-0.47701559	1		
Private sector	0.534313886	0.458598365	-0.448823151	-0.282094368	-0.084612795	1	
Total	0.923975415	0.535880541	-0.691907628	-0.58032042	0.567641862	0.542553212	1

〔図表 6-9〕 チャリティ団体の収入に関する記述統計量

	Individual	Legacies	Government	National Lottery	Voluntary sector	Private sector	Total
平均	6259.176923	2097.830769	4060.269231	612.0230769	2228.584615	891.0076923	39768.32308
標準誤差	314.2186986	51.90082306	344.656888	33.64778949	102.9499367	78.35705952	1131.382777
中央値	6698.4	2039.8	4122.9	600.8	2130.4	828.7	41360.2
最頻値	#N/A	#N/A	#N/A	505.2	#N/A	#N/A	#N/A
標準偏差	1132.931629	187.1310788	1242.678082	121.3188303	371.1912756	282.5203959	4079.258615
分散	1283534.077	35018.04064	1544248.816	14718.25859	137782.9631	79817.7741	16640350.85
尖度	-0.731078998	-0.40248818	-1.53344706	-1.548249921	-0.56891276	0.984159969	1.122308692
歪度	-0.817653775	0.800672583	0.21492852	0.160068979	0.238922386	1.264915561	-1.399697186
範囲	3449.4	562.1	3586.6	365.2	1283.7	926.2	13421.1
最小	4130.8	1903.1	2526.7	438.4	1597.5	548.9	30340.5
最大	7580.2	2465.2	6113.3	803.6	2881.2	1475.1	43761.6
合計	81369.3	27271.8	52783.5	7956.3	28971.6	11583.1	516988.2
標本数	13	13	13	13	13	13	13

〔図表 6-10〕 チャリティ団体の収入に関する重回帰分析

重回帰統計	
重相関 R	0.972219899
重決定 R2	0.945211533
補正 R2	0.890423065
標準誤差	1350.332788
観測数	13

分散分析表					
	自由度	変動	分散	観測された分散比	有意 F
回帰	6	188743818.3	31457303.05	17.25201632	0.001512429
残差	6	10940391.82	1823398.637		
合計	12	199684210.1			

	係数	標準誤差	t	P-値	下限 95%	上限 95%	下限 99.0%	上限 99.0%
切片	6346.779411	8092.814752	0.784248695	0.462722837	-13455.62491	26149.18374	-23656.74877	36350.30759
Individual	2.819687576	1.045825495	2.696135816	0.035759392	0.260644777	5.378730375	-1.057635172	6.697010323
Legacies	3.669006526	6.242298939	0.587765271	0.57812449	-11.60534873	18.94336178	-19.47386748	26.81188053
Government	0.543218288	0.743197815	0.73092019	0.492372104	-1.275321252	2.361757828	-2.212134115	3.298570691
National Lottery	-2.561492217	10.55175317	-0.24275513	0.816280687	-28.38070209	23.25771766	-41.68135758	36.55837315
Voluntary sector	2.644236662	2.12541362	1.244104506	0.259858102	-2.556463113	7.844936438	-5.23558135	10.52405467
Private sector	1.733812395	2.748952772	0.630717418	0.551477136	-4.992632722	8.460257512	-8.457732143	11.92535693

個人寄附金の t 値は絶対値 2 以上を示し、さらに 5% 有意水準で個人寄附金の収入総額に対する影響があることを示す一方、政府補助金は帰無仮説を棄却できておらず、総収入への影響があるとはいえないという予想されたとおりの結果となった。

なお、重回帰分析における多重共線性 (multicollinearity) を確認するため、VIF (分散拡大要因: variance inflation factor) 統計

量を〔図表 6-11〕に示す。

VIF の値が、一般的に多重共線性が存在している可能性があるとして 10 を超えている項目はなく、この分析において多重共線性の問題は生じていないことが確認できる。

(4) 各収入要素と純利益の関係

個人による寄附金が多いとチャリティ団体の純利益が大きいのではないかと考えられる

〔図表 6-11〕 VIF 統計量

	Individual	Legacies	Government	National Lottery	Voluntary sector	Private sector
Individual						
Legacies	1.144264208					
Government	3.095100699	1.00000542				
National Lottery	1.866952473	1.083275983	2.712727625			
Voluntary sector	1.214808265	1.057155881	1.200206014	1.294571906		
Private sector	1.399563141	1.26632364	1.25225754	1.086457262	1.007210951	

〔図表 6-12〕 チャリティ団体の各収入要素と Net Income の相関分析

	Individual	Legacies	Government	National Lottery	Voluntary sector	Private sector	Net Income
Individual	1						
Legacies	0.355071767	1					
Government	-0.822744635	-0.002328056	1				
National Lottery	-0.681445321	0.277261984	0.79458627	1			
Voluntary sector	0.420505446	0.232520339	-0.408423441	-0.47701559	1		
Private sector	0.534313886	0.458598365	-0.448823151	-0.282094368	-0.084612795	1	
Net Income	0.187104219	0.791240775	0.290659961	0.287412358	0.17738605	0.180449699	1

ため、まず、2002年から2014年までの13年間における、チャリティ団体の各収入項目とNet Incomeの相関関係を分析する。分析結果は〔図表6-12〕に示すとおりである。

個人による寄附額とNet Incomeには相関関係はほとんどなく、政府補助金との相関関係はやや弱い。この結果は、個人寄附金がチャリティ団体の組織存続性にはほとんどインパクトを持たないことを示唆する。

さらに、各収入項目がどのようにNet Incomeに影響を及ぼしているのかについて、Net Incomeを被説明変数に変えて、以下の回帰式による重回帰分析を行った結果は〔図表6-13〕のとおりである。

$$y = \alpha_1 x_1 + \alpha_2 x_2 + \alpha_3 x_3 + \alpha_4 x_4 + \alpha_5 x_5 + \alpha_6 x_6 + \beta$$

- y : Net Income
- α_1 : Individual
- α_2 : Legacies
- α_3 : Government
- α_4 : National Lottery
- α_5 : Voluntary sector
- α_6 : Private sector
- β : 切片

個人寄附金のNet Incomeに対する影響があるとはいえないという結果になった。その一方で、政府補助金はt値が2を超え、5%有意水準でNet Incomeに影響を及ぼすことがわかった。このことから、個人寄附金と政府補助金は強い負の相関関係を持ちつつ、政府補助金が寄附金の不足によるチャリティ団

〔図表6-13〕チャリティ団体収入とNet Incomeの重回帰分析

回帰統計	
重相関 R	0.92400604
重決定 R ²	0.853787162
補正 R ²	0.707574324
標準誤差	500.2684306
観測数	13

分散分析表					
	自由度	変動	分散	観測された分散比	有意 F
回帰	6	8768424.333	1461404.056	5.839344703	0.024803196
残差	6	1501611.016	250268.5027		
合計	12	10270035.35			

	係数	標準誤差	t	P-値	下限 95%	上限 95%	下限 99.0%	上限 99.0%
切片	-9181.758415	2998.208866	-3.062414537	0.022156323	-16518.11122	-1845.405609	-20297.40198	1933.885148
Individual	0.376501291	0.387455214	0.971728544	0.368713609	-0.571567464	1.324570046	-1.059961027	1.812963609
Legacies	4.171964213	2.312633688	1.803988342	0.12128066	-1.486846565	9.83077499	-4.401958723	12.74588715
Government	0.686944619	0.275338352	2.494910766	0.046849754	0.013215942	1.360673295	-0.333852503	1.70774174
National Lottery	-3.372954705	3.909191161	-0.86282675	0.421376699	-12.93840088	6.192491475	-17.86599955	11.12009015
Voluntary sector	-0.152335985	0.787418736	-0.193462484	0.852979866	-2.07908022	1.774408251	-3.071634269	2.7669623
Private sector	-0.552472591	1.0184262	-0.542476805	0.607035545	-3.044471729	1.939526546	-4.328214422	3.223269239

〔図表6-14〕VIF 統計量

	Individual	Legacies	Government	National Lottery	Voluntary sector	Private sector
Individual						
Legacies	1.144264208					
Government	3.095100699	1.00000542				
National Lottery	1.866952473	1.083275983	2.712727625			
Voluntary sector	1.214808265	1.057155881	1.200206014	1.294571906		
Private sector	1.399563141	1.26632364	1.25225754	1.086457262	1.007210951	

体の財政破綻を招く事態を回避し、組織としての持続性を支えることに寄与していることが窺える。

ここでも重回帰分析における多重共線性を確認するため、VIF 統計量を〔図表 6-14〕に示す。

この分析においても VIF の値が 10 を超えている項目はなく、多重共線性の問題は生じていないことが確認できる。

Ⅶ おわりに

英国では、政府が寄附文化を根付かせるべく税制を整備しているとされ（網倉 [2004] 14 頁）、しばしば、日本は英国に比して寄附の文化が成熟してないといわれる。しかしながら、税制度を通じて読み取れることは、英国と日本の税制は極めてよく似ているという点である。各数値を分析することにより、英国では政府補助金から個人寄附金へのシフトが起きていることがデータ上も裏付けられた。

チャリティ団体は非営利組織であることから、Net Income の極大化が目的ではないことが明らかであるが、組織持続性の観点からは、Net Income に影響を及ぼしているのは個人寄附金ではなく、政府補助金であることが示された。このことは、政府補助金が相変わらずチャリティ団体の持続性に大きく寄与していることを浮き彫りにしている。

このことから、つぎの点を指摘することができよう。非営利組織における収入について、個人寄附金に依存する程度が大きい場合、景気の急減が生じたときには、組織存続の危機に晒されるリスクを高めるということを我々は認識しておく必要がある。個人の寄附に依存する制度は、英国におけるリーマン・ショ

ック後に寄附金が一時的とはいえ大幅に減少した結果を考慮するならば、非営利組織の存続を危険に晒すことになることに留意しなければならない。

本論文における検討から得られる知見は、つぎの二点である。第一に、個人の寄附に依存するのではなく社会全体で非営利組織を支える枠組みを充実させる方向に向かうべきである。第二に、統計上日本の寄附額が少ないことを問題視するとしても、税務規定に問題があるわけではなく、したがってその解決策を税務規定に求めるのは正しくない。

個人の寄附に依存するシステムは、経済危機やそれほどではないにせよ、景気の悪化に伴い、非営利組織の存続を危機に晒すことになる。すなわち、個人の寄附を増加させることを目指すのであれば、その堅牢性は景気に容易に左右されない程度のものが求められるということである。

この点は、非営利組織に関しては組織の存続に関わる重要な問題である。一般に、非営利組織はその非営利性ゆえに、資本蓄積が難しいという特性を持つ⁶⁾。このことは、組織存続のバッファーが脆弱であることを意味しており、景気の悪化により収入が減少すると一気に破綻しかねない。そのため、個人の寄附を拡充する方向で制度改革を進めるのであれば、景気悪化の際の公的資金による安全策を予め用意しておくか、非営利組織に一定の資本蓄積が可能な優遇策を適用する等の対応が不可欠である。

なお、英国において個人が寄附を行うことは、倫理や社会規範が理由の一つであると同時に、寄附による課税上の恩恵が寄附における本来の理由を見失わせてしまうことが指摘されている（Mirrlees [2010] pp.769-770）。

(注)

- 1) 非営利組織に関する税制度を議論する場合、そもそも非営利組織の所得に課税すべきではないという理論も成り立つのであり（藤井 [2015] 92-105 頁）、このような理解に基づくならば、非営利組織に課税がなされないことを優遇措置とすることは適切ではないが、ここでは、営利組織に対する課税を前提としてこれに比して軽課ないし免税措置という相対性に着目し、これらを便宜的に優遇措置と位置付ける。
- 2) Charities Act は 1960 年に制定され、1985 年、1992 年、1993 年、2000 年、2006 年、2011 年に改正が行われている。
- 3) チャリティ委員会の権限とアカウントビリティについては、尾上 [2015] 107-118 頁を参照。
- 4) 英国の課税当局の正式名称 Her Majesty's Revenue and Customs (HMRC) を直訳すると女王陛下の歳入および関税庁となり、この組織は内国税および関税を一体として所管している。本稿では歳入関税庁と訳す

る。日本では、内国税については、財務省の外局である国税庁が内国税を所管する一方、関税については、財務省の内部組織である関税局が所管する構造となっているとは異なる。

- 5) 別の解釈として、個人が 100 の寄附を宣言した際に 20 が源泉徴収され、この源泉徴収税額 20 について、チャリティ団体が歳入関税庁に対して請求をできるというものである。すなわち、個人は 100 の負担をし、源泉徴収税額 20 はいったん歳入関税庁に納められるものの、後のチャリティ団体がこれを受受することにより、合計 100 の寄附金を得ることができる（加藤 [2010] 55 頁。）。
- 6) 英国のチャリティ団体については、原則として本来目的事業から利益は生ずるものではないとされ（松業 [2002]）111-113 頁）、また、日本における非営利法人についても、収支相償の原則が働く（公益社団法人及び法益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 6 号）ことにより、本来は利益を創出することは予定されていないものと解される。

【参考文献】

- Ault, Hugh J. and Brian J. Arnold [2010] *Comparative Income Taxation A Structural Analysis Third Edition*, Netherlands, Kluwer Law International.
- Cafardi, Nicholas P. and Jaclyn Fabean Cherry [2012] *Understanding Nonprofit and Tax Exempt Organizations 2nd ed.*, Durham, North Carolina, Carolina Academic Press.
- Endres, Dieter [2007] *The Determination of Corporate Taxable Income in the EU Member States*, Netherlands, Kluwer Law International.
- HM Treasury [2017] *Spring Budget 2017*.
- Laing, Sarah [2008] *British Master Tax Guide 2008-09*, United Kingdom, CCH, Wolters Kluwer Business.
- Mirrlees, James et al. [2010] *Dimensions of Tax Design The Mirrlees Review*, Oxford, Oxford University Press.
- Scharf, Kimberley and Sarah Smith [2016] *Charitable Donations and Tax Relief in the UK* (Edited by Gabrielle Fack and Camille Landais, *Charitable Giving and Tax Policy*, United Kingdom, Oxford University).

- Tiley, John and David Collison [2006] *UK Tax Guide 2006-2007 24th edition*, England, LexisNexis Butterworths.
- Watterson, Juliana [2007] *Corporation Tax 07/08*, Tottel, West Sussex.
- 網倉章一郎 [2004] 「英国チャリティに関する租税制度－2000年のチャリティ税制改革の位置付け－」『公益法人』第33巻第1号。
- 石村耕治 [2015] 「イギリスのチャリティと非営利団体制度改革に伴う法制の変容～2011年チャリティ法制の分析を中心に」『白鷗法學』第21巻第2号。
- 尾上選哉 [2015] 「英国チャリティ委員会のアカウントビリティと年次報告書」『研究年報』第9号。
- 加藤慶一 [2010] 「NPOの寄附金税制の拡充について」『レファレンス』第715号。
- 公益法人協会編 [2015] 『英国チャリティ－その変容と日本への示唆』弘文堂。
- 藤井誠 [2015] 「非営利法人課税の本質」『非営利法人研究学会誌』第17号。
- 松葉邦敏 [2002] 「英国チャリティにおける非課税制度－特に所得税・法人税を中心として－」『経営経理』第31号・32号。
- 守永誠治 [1989] 『非営利組織体会計の研究－民法34条法人・社会福祉法人・宗教法人を中心として－』慶應義塾大学商学会商学研究叢書。

(Abstract)

I clarified the similarities and differences between UK and Japan by comparing the tax system on charity organisations. Also, I examined the characteristics of the non-profit organisation's tax system and the sustainability of the organisation by analyzing various data on charity organisations in UK. As a result, it turned out that the tax system between UK and Japan is very similar. And I have reached to the following conclusion. First, rather than relying on donation by individuals, we should enhance the framework that supports the non-profit organisation in society as a whole. Second, the fact that Japan's contribution amount is small is not due to the tax provision problem. Generally, non-profit organisations have the characteristic that capital is difficult to accumulate. Therefore, if income decreases due to economic deterioration, it may collapse at once. If promoting institutional reform in the direction to expand the donation from individuals, it is indispensable to preliminarily prepare for safety measures by public funds or to provide certain capital accumulation for non-profit organisations.

(謝辞) 本研究は、JSPS 科研費 JP16K04007 の助成を受けたものである。